

## 新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払い相談について

新ひだか町水道事業、簡易水道事業、下水道事業

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少したなど、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難になられた方を対象に支払い猶予（納期延長）等のご相談をお受けします。

人との不要な接触等を回避するため、まずは、お電話でご相談ください。

※受付時間：平日 8：45～17：30

水道料金（簡易水道料金を含む。）、 下水道使用料	問い合わせ先 静内庁舎産業建設部上下水道課事務グループ	電話番号 ☎49-0296
<p>●対象者等</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けられた方（個人世帯主）</p> <p>② 国や道などが実施する新型コロナウイルス感染症にかかる特別貸付制度等の貸付を受けられた方（事業主）</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少したなど、一時的に水道料金・下水道使用料のお支払いが困難となられた方（個人、法人は問いません。）</p> <p>●猶予内容</p> <p>① 支払い猶予は、支払い困難な事情に応じて、納付相談の結果で決定する。（原則：2箇月猶予）</p> <p>② 給水停止を猶予する。</p> <p>※ ただし、猶予該当の事実（支払い困難な状況）が継続する場合、猶予期間内に再度申し出てください。（申し出が無い場合、猶予期間が延長されませんので、通常に対応に戻ります。）</p> <p>●申出方法（この案内書と申出書は、提出先窓口に設置しております。町 HP でもご覧いただけます。）</p> <p>① 期限：令和3年3月31日まで。（新型コロナウイルスの影響により、変更する場合があります。）</p> <p>② まずは、お電話でお問い合わせいただき、申し出の内容等をお伺いします。その後、ご本人確認及び内容確認のため、別添申出書に記入・捺印したものを、上下水道課に提出していただきます。また、ご本人確認のため、（・運転免許証・旅券・保険証・その他本人証明できるもの）のうち、いずれかの写しを併せて提出願います。なお、お伺いした内容により、減収等したことが分かる書類等を提出していただく場合もありますので、ご承知願います。</p> <p>●提出方法（この案内書と申出書は、提出先窓口に設置しております。町 HP でもご覧いただけます。）</p> <p>① 次の窓口で直接提出できます。郵送も可ですが、自己負担となりますので、ご了承ください。 〒056-8650 静内御幸町3丁目2番50号 静内庁舎産業建設部上下水道課事務グループ 〒059-3195 三石本町212番地 三石庁舎地域振興部地域振興課地域振興グループ</p> <p>② 窓口にお越しの際に混み合う場合は、新型コロナウイルス感染症予防のため、時差や日を改めて受付けるなど、制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>●注意事項</p> <p>① 支払い猶予とは、納付期限（支払期限）を延長することを意味しており、請求金額が減額または免除されることではありません。猶予期間の終期経過後、納付していただきます。また、猶予期間中であっても、納付できる場合は納付を妨げないので、ご承知願います。</p> <p>② 猶予期間中であっても、納付書、督促状は届きますので、ご理解願います。</p> <p>③ その他、不明なことがございましたら問い合わせ先まで、ご連絡ください。</p>		